論点②－2　特定地域サービスに係る報酬の考え方

対応案

（訪問介護）

■ 訪問介護においては、特定地域サービスとして包括報酬を選択可能とすることとしているが、出来高報酬を選択した場合においても移動にかかる負担や季節による繁閑がみられることを踏まえ、特定地域サービスではあるものの出来高報酬を選択した訪問介護事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、中山間・離島特有の訪問１回にかかる費用増のコストや冬期における利用者数の変動について、新たな加算により評価してはどうか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護においては、市町では訪問１回当たりの移動時間を要する事業所がみられるほか、地域や季節により移動時間に一定の差がみられ、冬期には移動時間が増加する傾向もみられることを踏まえ、特定地域サービスとして訪問入浴介護を提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

（通所介護）

■ 通所介護においては、中山間地域等の利用者宅から事業所までの移動距離の長さや冬期の送迎時間、燃料費の負担を踏まえ、特定地域サービスとして通所介護を提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

（居宅介護支援）

■　居宅介護支援・介護予防支援においては、中山間地域等の利用者宅への訪問に係る移動距離の長さや移動時間の負担の大きさを踏まえ、特定地域サービスとしてケアマネジメントを提供する事業所であって同一建物減算の対象でない事業所に対し、移動に要するコストや負担について、新たな加算により評価してはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.83 より抜粋

論点②－2　特定地域サービスに係る報酬の考え方

論点②－2

（訪問介護）

■ 中山間・人口減少地域の訪問介護事業所が安定的な経営を維持していくため、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬を選択した場合において、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（訪問入浴介護）

■ 訪問入浴介護における訪問１回当たりの移動時間は全体として30分未満が約８割を占めるものの、市町においては移動時間が長い事業所もみられる。

■ 冬期には約６割の事業所で移動時間が増加すると回答しており、地域によって差はあるものの、冬期には移動時間が増加する傾向を踏まえ、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（通所介護）

■ 通所介護における移動距離については、中山間地域においては都市部に比べて長い傾向にある。

■ 加えて、各地域において燃料費や車両リース料、購入費などの負担が大きいと回答しているなか、中山間地域や離島、農村地域においては、冬期の送迎時間や燃料費の負担が大きいと回答した事業所割合が高い傾向にあることを踏まえ、移動に要するコストや負担についてどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　中山間・人口減少地域の居宅介護支援事業所が必要なケアマネジメント体制を確保しながら、安定的な事業運営を維持していくため、利用者宅への訪問等に伴う移動コストや人件費負担についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.82 より抜粋

移動での課題（居宅介護支援・介護予防支援）

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会を始めとして、以下のような現場の意見がある。

○　二次離島等については運航便数が限られており、サービス提供時間以上に拘束時間が長い場合がある。事業者の参入は難しく、移動時間・拘束時間に対する手当などサービス確保対策が必要。

※島内にある介護サービスは通所介護のみ。訪問介護、居宅介護支援は、基本的に本土の社協職員が崎戸港発着の市営の多目的船（無料）に乗船し、渡航してサービスを提供している。

○　冬期間は積雪、凍結により移動時間がかかる。公用車のフロントガラスが凍結しているため、最低１０分の解氷作業が必要。

○　訪問に要する移動距離や時間は、訪問介護と同程度であり、ケアマネジャーが事務所を不在にする時間が長くなる状況。中山間地域では、移動そのものが大きな業務負担となっている。

（参考）　一般的な居宅介護支援事業所における、ケアマネジャー１人当たりの１ヶ月間の労働投入時間について、利用者宅への訪問に係る「移動・待機時間」に11.2時間を費やしており、１ヶ月の労働投入時間のうちの約７％を占めている。

▪ケアマネジャー1 人当たり1 ヶ月間の労働投入時間　（単位：時間）

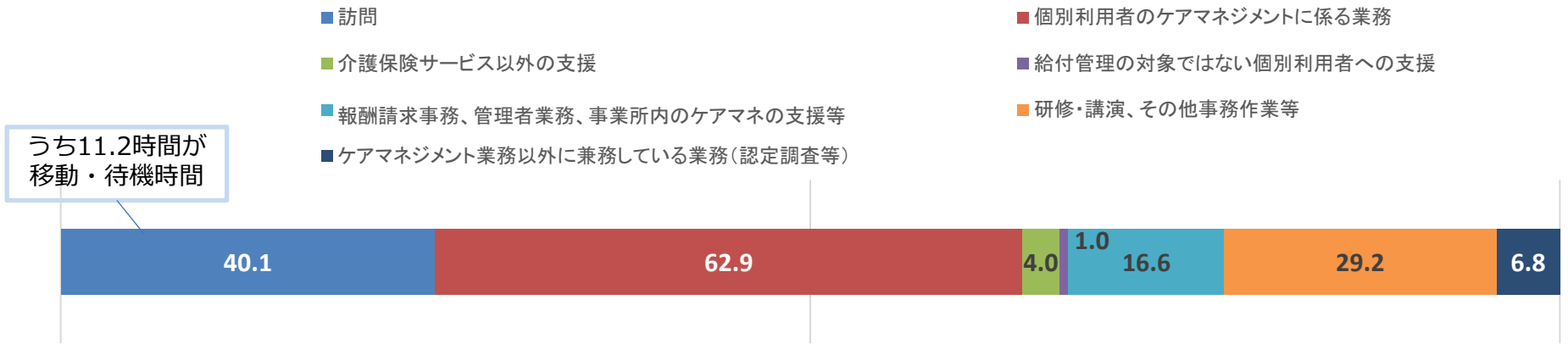

【出典】令和４年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和３年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業」（（株）三菱総合研究所）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.81 より抜粋